



遠軽町新庁舎建設基本構想

令和4年3月

遠 軽 町

目次

第 1	はじめに	1
第 2	基本構想の策定理由（期限のある有利な地方債）	2
第 3	現庁舎の現状と課題	3
1	現庁舎の現状	3
2	現庁舎の課題	5
第 4	建替と耐震化・改修の比較	9
第 5	新庁舎建設に向けた基本方針	10
第 6	新庁舎の想定規模	13
1	新庁舎の基本指標	13
2	新庁舎の想定規模	14
第 7	新庁舎の建設候補地	15
1	基本的な考え方	15
2	建設候補地の検討	16
3	建設候補地の検討結果	18
第 8	事業計画	19
1	想定建設費	19
2	財源	19
3	想定スケジュール	19

第１ はじめに

遠軽町の現庁舎は、昭和５６年以前の旧耐震基準に基づき、昭和４７年に建設されており、これまで耐震化を実施していないことから、東日本大震災や熊本地震と同程度の地震が発生した場合には倒壊の恐れがあり、災害対策本部としての機能の発揮及び本庁舎の業務継続に大きな不安があります。

また、供用開始して以来４９年が経過しており、この間、改修工事や修繕を行いながら適切な維持管理に努めてきましたが、著しい老朽化に加え、バリアフリーが不十分など、多くの問題を抱えています。

さらに、近年の業務の多様化や情報技術の高度化等に伴い、事務室は書棚やＩＣＴ機器の増加による狭あい化が進み、適切な保管場所の確保が困難な状況となっているほか、民生部保健福祉課及び教育委員会の事務室が分散しており、住民サービスの低下を招いており、庁舎建設は喫緊の課題となっているところです。

庁舎の建設に当たっては、財政的に有利な起債である「公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）」が平成２９年度から令和２年度までの４年間に限り創設されておりましたが、本町においては、小・中学校の耐震化を優先したこと、また、道の駅遠軽森のオホーツク及び遠軽町芸術文化交流プラザといった大型事業の整備を進めたことによる今後の財政状況を見極める必要があったことから、庁舎建設の検討時期を令和３年度以降に行うものとしていたところです。

本来、庁舎を建設する場合は、補助金や交付税措置のある起債はなく、自主財源で経費を賄うものですが、このたび、財政的に有利な起債である「緊急防災・減災事業債」の発行期限が令和７年度まで延長となり、また、対象事業が拡充され災害時に災害対策の拠点となる公用施設における必要なスペースが対象となったこと、更には合併した市町村の優遇措置である「合併特例債」の発行期限が令和７年度までとなっていることを踏まえ、令和７年度までに新庁舎を建設する場合について、様々な検討を行うため、「遠軽町新庁舎建設基本構想」を策定したところです。

庁舎の建設に当たっては、未耐震など庁舎が抱える課題や本町の財政状況を十分に勘案し、防災拠点としての機能はもとより、窓口機能の充実など町民サービスの充実に図り、町民に親しまれる庁舎となるよう検討を進めますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

令和４年３月

遠軽町長 佐々木 修 一

第2 基本構想の策定理由（期限のある有利な地方債）

新庁舎の建設を検討するに当たっては、財政運営への影響及び将来への負担を軽減するため、より有利な財源を活用し建設することが最も重要です。

今回、新庁舎の建設を検討するに当たっては、交付税措置のある「緊急防災・減災事業債」及び「合併特例債」の発行期限がともに令和7年度までとなっており、庁舎建設の事業費の財源として有利であるため、今年度から庁舎建設の検討を進めることが適当だと判断したところです。

また、現庁舎に併設している遠軽地区広域組合についても、庁舎建設の検討を進めることとなります。

〔庁舎建設に有利な財源〕

起債名	充当率	交付税措置	備考
緊急防災・減災事業債	100%	70%	庁舎のうち、防災に係る部分が対象
合併特例債	95%	70%	合併後20年間に於いて、借入可能額が約101億円

緊急防災・減災事業債

東日本大震災を教訓として全国的に緊急的に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のために必要な事業に対する財源として、借り入れをすることができる地方債です。

この地方債は、当初、令和2年度までとなっていましたが、5年間延長され令和7年度までとなったところです。

また、期限の延長にあわせて対象事業が拡充され、災害時に災害拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ等のスペースが対象になったところです。

なお、遠軽地区広域組合については、消防署等に属する部分が対象となります。

合併特例債

合併特例法により合併した市町村の優遇措置の一つとして、合併後のまちづくりに必要な事業に対する財源として、借り入れをすることができる地方債です。

現在の対象期間は合併後20年間のため令和7年度までとなっており、また、借入額には上限額が決められています。

遠軽町においては、対象期間中に約101億円を借り入れることが可能となっており、これまで様々な事業に合併特例債を活用しているところです。

第3 現庁舎の現状と課題

1 現庁舎の現状

所在地	遠軽町1条通北3丁目1番地1
供用開始	昭和47年
延床面積	4,365.98㎡ (役場庁舎:3,719.11㎡/広域組合庁舎:646.87㎡)
規模	地上3階(塔屋1階) 地下1階
構造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	18,148㎡(うち、前庭分 約7,800㎡) ※町道を除く。
非常用発電	非常用自家発電機 1基(11時間使用可能・令和元年度整備)
駐車場	来客用 41台 正面玄関前15台(うち障害者用2台)・東側26台 職員用 81台 庁舎裏東側43台・庁舎裏西側38台 ※このほか、隣接地(旧警察署)に約70台





庁舎全景



遠軽地区広域組合・議会棟



役場庁舎



役場庁舎



役場庁舎裏駐車場



遠軽地区広域組合



旧警察署

2 現庁舎の課題

耐震性の不足

昭和56年以前の旧耐震基準に基づき建設され、また、耐震化も実施していないことから、現行の耐震基準を満たしてはいません。

東日本大震災や熊本地震と同程度の地震が発生した場合には倒壊の恐れがあり、災害対策本部としての機能の発揮及び本庁舎の業務継続に大きな不安があります。

〔耐震基準について〕

建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月以降）は、震度6強から震度7の揺れでも部分的な損傷は生じても建物は倒壊しないような基準となっています。

なお、改正前の旧耐震基準（昭和56年5月以前）では、震度5強程度の揺れで倒壊しないような基準となっています。

建物の老朽化

供用開始から49年が経過し老朽化が著しく進んでおり、近年は特に建物の老朽化による建物や設備の劣化が著しく、職員による雨漏り対策などの庁舎管理や修繕料などの維持管理費が増加しているほか、電気、水道設備や屋根など多くのものは、すでに改修の時期を迎えています。

さらに、壁や天井の断熱材が不足しているため、夏は蒸し暑く、冬は寒い状況になっています。



天井の損傷（塔屋）



天井の雨漏り(3階)



壁のひび割れ(1階～地下の階段)



防寒対策(2階渡り廊下入口)



床タイルの補修(渡り廊下)



地下ピット内の配管損耗、浸水



機械室(地下)



外壁コンクリートの落下(庁舎北側)



外壁のひび割れ(庁舎北側)

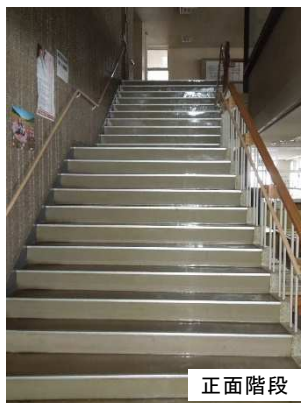
バリアフリー化が不十分

本庁舎の玄関は、車いす用の昇降機はありますが階段となっており、また、庁舎内にはエレベーターが設置されておらず、上層階や地下に行くには階段を使用しなければなりません。

また、多目的トイレも設置されていないため、高齢者や障がい者等にとっては、利用しづらい建物となっています。



正面玄関(左側に昇降機)



正面階段



3階会場案内(確定申告)

建物の狭あい化

待合スペースや相談スペースなどの町民サービスを提供する空間が不足しているため、来庁者の多い3、4月は窓口の混雑が顕著となっているほか、プライバシーへの配慮も十分ではありません。

また、職員の執務空間についても業務の多様化や情報技術の高度化等に伴い、書類やICT機器が増えたことにより、書類や備品類の適切な保管場所の確保が困難な状況になっているほか、打合せスペースや会議室が不足しており、事務効率が低下しています。



利便性の低下

業務の多様化及び庁舎の狭あい化に伴い、現在は民生部保健福祉課及び教育委員会の事務室が分散しており、町民の利便性及び職員の事務効率が低下しています。

〔庁舎の配置状況〕



区分	名称	備考
①	遠軽町役場	遠軽地区広域組合 併設
②	遠軽町保健福祉総合センター（げんき21）	民生部保健福祉課 事務室
③	遠軽町教育委員会庁舎	遠軽町教育委員会 事務室

第4 建替と耐震化・改修の比較

項目		建替（新庁舎）		耐震化・改修（現庁舎）	
費用	工事	×	耐震化・改修に比べ多額	○	建替に比べ少額
	維持管理	○	省エネルギー技術の導入などでランニングコストの軽減可能	△	改修後も維持補修必要 ランニングコストの軽減困難
	仮庁舎	○	不要	△	必要
	引越し	○	1回分	△	2回分
構造・機能	バリアフリー ユニバーサルデザイン	○	バリアフリーに配慮したユニバーサルデザインの導入可能	×	構造的制約がありバリアフリー化への対応困難
	間取り	○	現在庁舎外にある窓口機能の集約が可能 自由なオフィスレイアウトが可能	×	耐震壁の増設で執務室細分化 オフィスレイアウトの自由度低下
	耐用年数	○	50年以上の使用が可能	△	耐用年数の延伸効果はなく、老朽化の解決は不可能で、将来に建替の検討が必要
利便性・安全性	仮庁舎	△	現庁舎の使用が可能なので 工事中も利便性は変わらない	×	仮庁舎設置中は役場の場所が変わり、既存公共施設を仮庁舎とする場合は、当該施設の使用ができないなど利便性は低下
	利用者	○	窓口の集約を図ることで利便性向上	△	利便性変わらない
	職員	○	事務所集約で意思決定手続の効率化	×	執務室細分化で効率低下
	災害対応	○	耐震性能は確保 災害対策本部等のスペースの確保が可能	○	耐震性能は確保



比較の結果

「建替」と「耐震化・改修」を比較したとき、工事費用以外は「建替」の方が「耐震化・改修」より優れており、工事費についても省エネルギー設備の導入や最新の建築技術を取り入れることによる財源（補助金）の確保、維持管理費等の軽減を図ることができます。

また、「耐震化・改修」の場合は、将来、建替を検討する必要があることから、長期的な視点で見ると「建替」の優位性が高いと考えられます。

第5 新庁舎建設に向けた基本方針

新庁舎の建設に当たっては、災害の発生時における災害対策本部としての機能の発揮及び本庁舎の業務を継続することを念頭に、現庁舎が抱える課題解決をはじめ、町民の利便性や快適性の向上、効率的な行政運営などを図ることができる庁舎を目指します。

なお、議会機能については、今後、議会と十分な協議のもと、基本計画への反映に向けた検討を進めます。

基本方針1 防災拠点となる庁舎

災害の発生時に行政機能を継続しつつ、災害対応の拠点を強化し町民の生活を守るため、耐震性に優れ、迅速な支援や復旧活動を行うことができる防災機能を備えた庁舎を検討します。

また、平常時から遠軽地区広域組合と緊密な連携を図ることができる庁舎を検討します。

検討項目の具体例

- 地震や水害などの災害に強い建物
- 災害対策本部の設置スペース、応援職員等の十分な待機スペース
- 停電時にも対応できる非常用発電設備
- 備蓄品や応援物資などの防災用品を収納するスペース
- 遠軽地区広域組合との一体的な庁舎による連携の強化

〔遠軽地区広域組合庁舎について〕

現庁舎は、遠軽地区広域組合庁舎が併設されており、新庁舎の建設に当たっては、遠軽地区広域組合の庁舎も建設する必要があるため、現庁舎と同じく併設とするか、それとも役場庁舎とは分離して単独庁舎とするか選択する必要がありますが、「遠軽地区広域組合消防本部・消防署新庁舎建設基本構想（案）」では、現庁舎は災害時に遠軽町の防災部局との連携や緊急時においても管理者等の意思決定に適した環境にあることから、防災拠点施設として大きなメリットがあるとされています。

基本方針２ 全ての人が利用しやすい庁舎

町民の利用が多い届出、申請、相談等の窓口サービスの利便性を高めるため、分散している民生部保健福祉課及び教育委員会を本庁舎に集約し、町民ニーズにあった便利で利用しやすい庁舎を検討します。

また、バリアフリーに配慮したユニバーサルデザインの導入を図るなど、全ての町民が利用しやすい庁舎を検討します。

検討項目の具体例

- 効率的で利用しやすい窓口
- 使いやすいローカウンターや広くゆとりのある通路
- プライバシーに配慮した窓口や相談室の配置
- エレベーター、多目的トイレの設置
- 子育て世代が利用しやすいようベビーベッド、オムツ替えスペースの設置
- 誰にでもわかりやすい案内表示
- 行政情報や観光情報を発信するスペース

基本方針３ 機能的で柔軟性のある庁舎

適正な執務空間を確保するとともに、今後の行政需要の多様化、社会情勢の変化、情報化の進展など、様々な変化に対応できるよう、効率的で機能的な柔軟性の高い庁舎を検討します。

また、個人情報を取り扱うことから、防犯及びセキュリティ機能を強化した庁舎を検討します。

検討項目の具体例

- オープンフロアを基本とした働きやすい執務空間
- ICTの活用
- 拡張性があり多用途に使用できる会議室
- 職員の福利厚生に配慮した空間
- 執務空間と利用者空間の明確な区分
- 個人情報や行政情報を適正に管理するための強固なセキュリティ対策
- 入退庁の情報管理、防犯カメラ等の整備

基本方針 4 環境に優しく経済的な庁舎

環境に配慮した省エネルギーや新エネルギーの技術を導入することによる財源（補助金）の確保を図るとともに、二酸化炭素の排出削減に努め、維持管理経費も含めた経済的な庁舎を検討します。

検討項目の具体例

- 省エネルギーに配慮した照明・空調設備
- 維持管理費用の削減や二酸化炭素の排出削減に貢献する設備の導入
- 管理や更新が容易にできる効率的な設備等の配置
- 耐久性のある外装材の使用
- 遠軽地区広域組合との一体的な庁舎による設備の共有化

現庁舎の完成当時（広報えんがる 昭和47年11月発行）

よりよい行政をもとめて

完成した総合庁舎



- ……町民のみなさんが、ひさしく待望しておりました、総合庁舎が完成し、10月30日から仕事をはじめました。今までの庁舎……○
○……は町の発展と事務量の増大により、せまくなり、4カ所に分れて仕事をこなしていたため、事務能率の低下はもとより、……○
○……町民のみなさんに大変ご不便をかけていました。この総合庁舎は、町民生活に結びついた行政のサービスセンターとなる……○
○……ことを目標にして設計されました。また、総合庁舎の完成と合せて、窓口事務の改善を中心に、役場の機構改革を行な……○
○……い、特殊なもの以外は、町民のみなさんができるだけ、一つの窓口で、短い時間で用件がすむように、それぞれ関係のあ……○
○……る事務を集中し、住民課を新設しました。それぞれの課および係の配置と事務の内容についてお知らせしましょう。……○

第 6 新庁舎の想定規模

1 新庁舎の基本指標

新庁舎の規模を想定するため基本指標となる人口、新庁舎で勤務する職員数及び議員数の想定を次のとおりとします。

項目	想定数
人口	18,000人
新庁舎で勤務する職員数	200人
議員数	16人

(1) 人口

本町の人口は、18,911人（令和4年1月31日現在）となっており、年々減少している状況にあります。

人口減少対策として、本町では、医療の確保、子育て支援や定住人口の創出などの施策に取り組んでいるものの、今後も人口の自然減は続くものと想定されることから、遠軽町人口ビジョン（平成27年12月策定）における人口の将来展望をもとに令和8年度における人口は18,000人と想定します。

〔遠軽町人口ビジョンにおける人口の将来展望（目標推計）〕

令和7年(2025年)	令和12年(2030年)	令和17年(2035年)	令和22年(2040年)
18,200人	16,952人	16,098人	15,266人

(2) 新庁舎で勤務する職員数

現在、民生部保健福祉課及び教育委員会の職員は、それぞれ別施設で執務を行っていますが、新庁舎に集約することを検討します。

また、職員数の見直し、定年延長などが今後予定されていることから、新庁舎で勤務する職員数は、現段階において200人（会計年度任用職員等を含む。）と想定します。

※ 想定する職員数は、本構想において新庁舎の想定規模を検討するためのものです。

(3) 議員数

議員数は、遠軽町議会の議員の定数を定める条例（平成17年条例第4号）に定める定数を想定します。

2 新庁舎の想定規模

新庁舎の延床面積の算定基準は、国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」により規模を検討します。

〔新営一般庁舎面積算定基準による新庁舎の想定面積〕

区分		職員数	換算率	換算人数	単位床面積	床面積
事務室	特別職	5	6.0	30	3.3	99.00
	部長職	6	2.5	15	3.3	49.50
	課長職・主幹職	38	2.5	95	3.3	313.50
	係長職	42	1.8	75.6	3.3	249.48
	一般職・会計年度任用職員等	109	1.0	109	3.3	359.70
執務室面積 小計①		200	—	324.6	—	1,071.18
執務室面積 小計①の10%						107.12
会議室	職員100人あたり40㎡、10人増すごとに4㎡					80.00
	会議室の面積割増 10%					8.00
電話交換室	換算職員数354人の場合					40.00
倉庫	執務室面積の13%					153.18
宿直室	1人当たり10㎡、1人増すごとに3.3㎡					10.00
給湯室	13㎡×3か所					39.00
受付	1.65㎡×（人数×1/3）を標準とし、6.5㎡を最小					6.50
トイレ	0.32㎡×200人					64.00
売店	全職員数150人以上に設け、1人あたり0.085㎡					17.00
食堂	全職員数150人以上の場合					97.00
附属面積 小計②						514.68
議会機能	35㎡×16人					560.00
印刷室						20.00
町民相談室						25.00
福利厚生機能	更衣室80㎡、休養室70㎡					150.00
固有業務面積 小計③						755.00
災害対策本部室	大会議室 本所参集管理職50人×3.3㎡					165.00
応援職員待機室	会議室 15人×3.3㎡×6室					297.00
外部応援待機室	会議室 15人×3.3㎡×2室					99.00
資機材室						100.00
サーバー室						50.00
災害対応スペース	町民交流スペース兼用（1階ロビー）					200.00
保健相談室	全職員数150人以上の場合					55.00
防災面積 小計④						966.00
有効面積（①＋②＋③＋④）						3,413.98
機械室	有効面積3,000㎡以上、冷暖房の場合					547.00
電気室	有効面積3,000㎡以上、冷暖房の場合					96.00
自家発電機室						29.00
設備関係面積 小計⑤						672.00
玄関、廊下、階段等	有効面積×40%					1,365.59
合計						5,451.57

※ 防災面積（災害対策本部室から保健相談室まで）については、上記基準にないことから、想定面積を追加

新庁舎の想定規模（面積） おおむね5,000～6,000㎡

想定規模は、概算による参考値であり、今後、策定する基本計画において効率的な執務空間を検討するとともに、基本設計の平面計画により精査を行います。

第 7 新庁舎の建設候補地

1 基本的な考え方

本庁舎の位置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条第 2 項において「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係性等について適当な考慮を払わなければならない。」とされています。

このため、本庁舎の建設位置については、地方自治法の定めのほか、様々な角度から慎重に検討します。

地方自治法（抜粋）

第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第 1 項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。

（1）町民の利便性の観点

- ・ 中心市街地に立地し、金融機関、医療機関、官公署に近接しているとともに、公共交通機関の利便性が高いこと。
- ・ 自動車による来庁者が利用できる十分な駐車場を確保できる立地であること。

（2）防災上の観点

- ・ 災害時においても、災害対応の拠点となり、庁舎機能が維持できる区域であること。
- ・ 遠軽地区広域組合庁舎との併設を検討していることから、災害時の避難救助や物資供給等はもとより、緊急車両の通行が確保できる幹線道路に近接している区域であること。

（3）用地の確保の観点

総事業費を軽減するため、建設地の新たな購入が不要である町有地での建設が可能であること。

2 建設候補地の検討

新庁舎の建設候補地については、庁舎の想定規模 6,000 m²（最大値）に、遠軽地区広域組合庁舎の想定規模 2,000 m²（最大値）を加えた 8,000 m²を基本として、仮に 3 階建の庁舎とした場合の建築面積は、2,670 m²程度となります。

地方自治法の定めを前提として、この建築面積を考慮するほか、前記 1 の（１）から（３）までの観点を考慮した新庁舎建設の候補地として、町有地である「現庁舎の前庭」について検討しました。

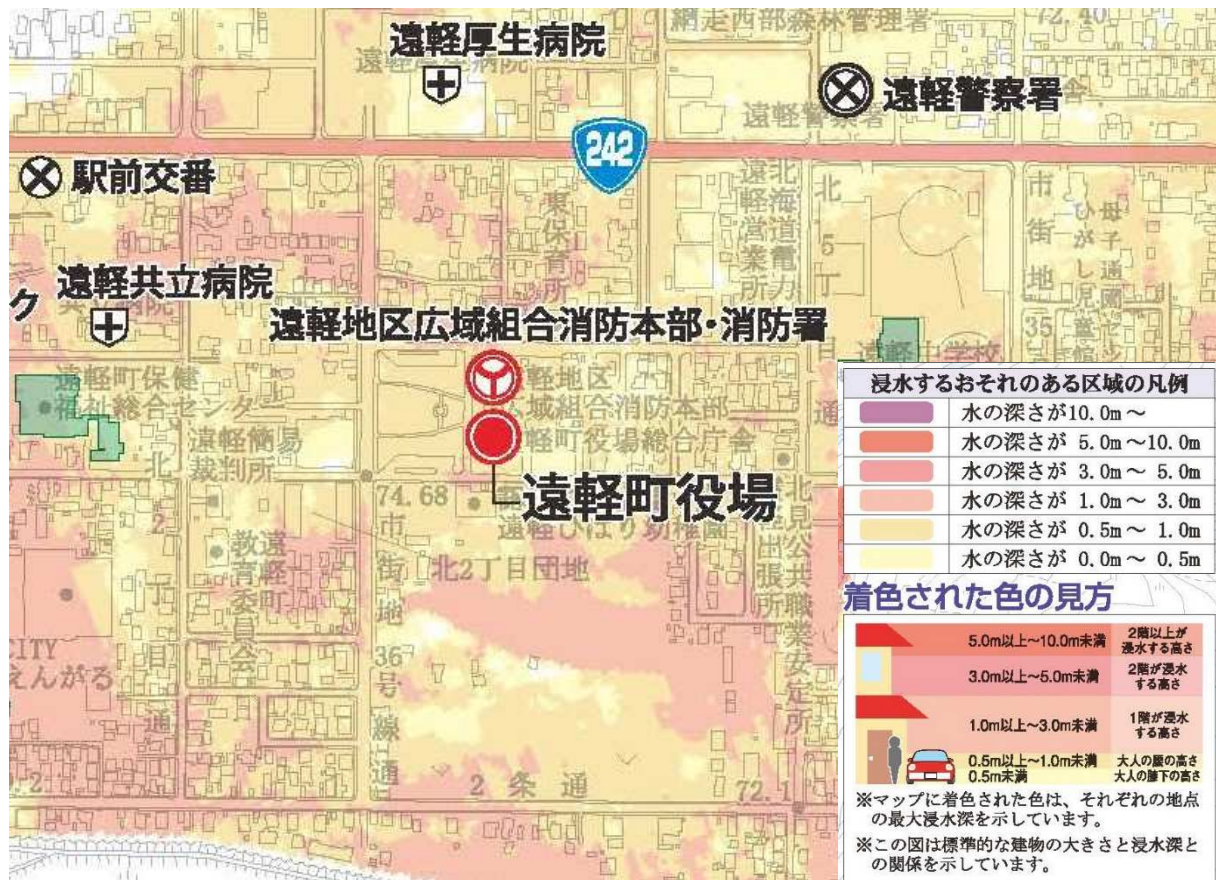
現庁舎の前庭（概要）

所在地	遠軽町 1 条通北 3 丁目 1 番地 1
敷地面積	約 7,800 m ²
用途地域	第二種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%

検討項目

項目		検討結果	
町民の利便性の観点	中心市街地	中心市街地に立地している。	
	金融機関	複数の金融機関が至近にある。	
	医療機関	遠軽厚生病院をはじめ、複数の医療機関が至近にある。	
	他の官公署	国、北海道の官公署をはじめ、商工会議所、農協等が至近にある。	
	バス路線	町営、民間バス路線の停留所が至近にある。	
	鉄道	ＪＲ遠軽駅が至近にある。	
	駐車場	現庁舎敷地及び隣接地を含め、確保することができる。	
防災上の観点	水害	浸水想定区域：０．５ｍ～１．０ｍ	〔引用〕 遠軽町防災ガイドマップ （令和４年１月改訂）
	土砂災害	土砂災害警戒区域：非該当	
	地震	町内全域で震度６弱の揺れが想定	
	道路	幹線道路に近接している。	
用地の確保の観点		町有地である。	
その他	公用車車庫	継続使用が可能となるものがあるため、費用が抑えられる。	
	光ケーブル	敷設沿線のため、費用が抑えられる。	

〔遠軽町防災ガイドマップ（令和4年1月改訂）〕



※ 浸水するおそれのある区域の表示

平成28年7月時点の湧別川の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により湧別川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

〔想定し得る最大規模の降雨〕 湧別川流域の12時間総雨量283mm

遠軽町で想定される地震

●全国どこでも起こりうる直下の地震

遠軽町直下での地震。
M6.9クラスで、震度6弱を想定。

●十勝沖の地震

プレートの境界や内部で発生する地震。M8.1クラスで、震度4を想定。

●十勝平野断層帯主部による地震

活断層を震源とする地震。
M8.0クラスで、震度5弱を想定。



遠軽町防災ガイドマップ
令和4年1月改訂

3 建設候補地の検討結果

新庁舎の建設位置については、「町民の利便性の観点」「防災上の観点」「用地の確保の観点」の要件を満たす場所として、前記２のとおり「現庁舎の前庭」を検討した結果、浸水想定区域内（０．５ｍ～１．０ｍ）にあるものの対策を講じることで、それぞれの要件を満たすとともに、町民にとって長年慣れ親しんだ場所でもあることから「現庁舎の前庭」を候補地としました。



区分	現用途	敷地面積	住所
①	現庁舎、駐車場、車庫	約 10,300 m ²	1条通北3丁目1番地1
②	現庁舎前庭	約 7,800 m ²	1条通北3丁目1番地1
③	書庫、駐車場	約 2,850 m ²	1条通北3丁目2番地5

新庁舎の建設候補地は「現庁舎の前庭」とする

第8 事業計画

1 想定建設費

新庁舎の建設に当たり、建設費は重要な課題となります。新庁舎は防災拠点としての機能性や効率性を重視するとともに、今後ますます多様化する行政需要に対応できる機能を備える一方で、健全な財政運営の観点から建設費のほか、ランニングコストの抑制にも努め、将来への負担を可能な限り軽減することが必要です。

想定建設費の算定に当たっては、建物の構造や導入する機能によって異なること、また、近年は建設費や人件費等が高騰している状況にあることから、1㎡当たり800千円と想定し、この単価に新庁舎の建設規模の想定面積5,000～6,000㎡を乗じると、建設費は概ね40～48億円として見込まれます。

なお、今後策定する基本計画において、外構整備費や建物の解体費などを含めた事業費総額の精査を進めます。

新庁舎の想定面積	1㎡当たり想定建設費	想定される建設費
5,000～6,000㎡	800千円／㎡	40～48億円

2 財源

新庁舎の建設費の財源については、交付税措置のある「緊急防災・減災事業債」及び「合併特例債」を最大限活用するとともに、省エネルギーや新エネルギー設備の導入による補助金の活用など、より有利な財源の活用について情報収集を行い、町負担の軽減に努めます。

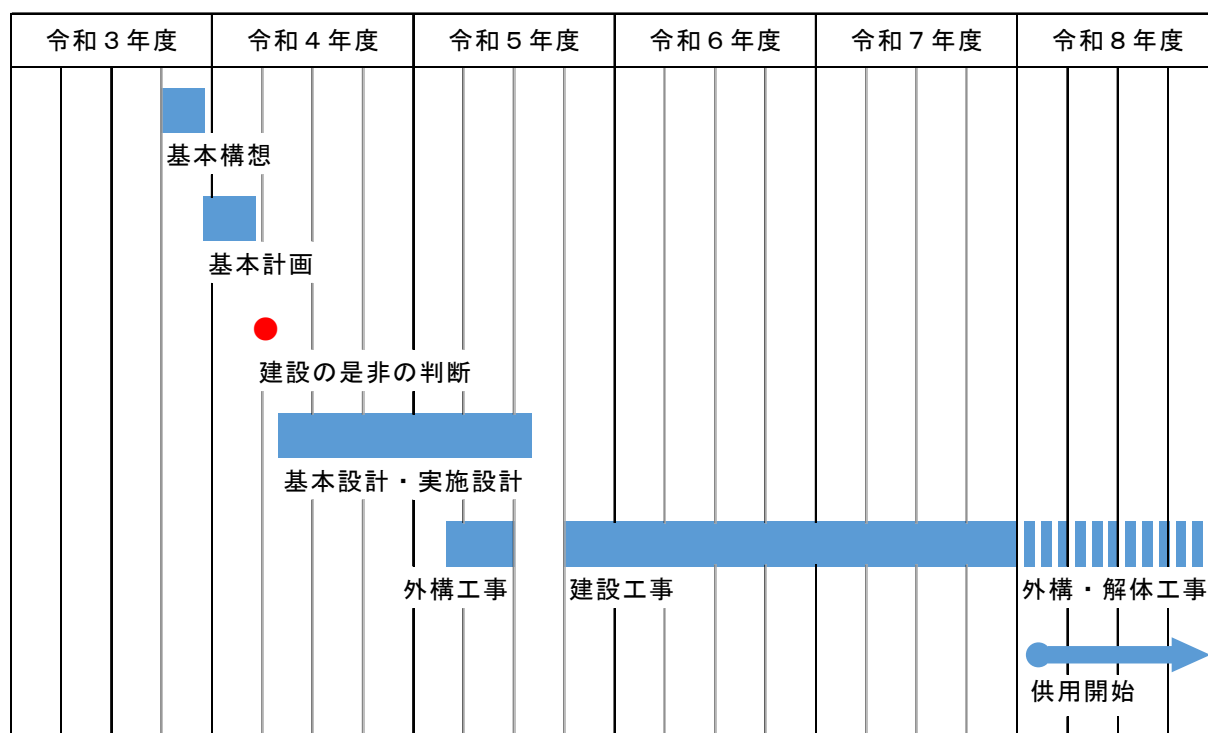
3 想定スケジュール

今後は、事業計画や概算事業費などの様々な検討課題を具体的にするため「新庁舎建設基本計画」を策定し、庁舎建設の是非を判断することになります。

建設することを判断したときは、主な財源として想定している「緊急防災・減災事業債」及び「合併特例債」の発行期限が現在、令和7年度までとなっていることから、十分な工事期間を確保するため、設計及び工事の発注方法を検討し、令和7年度中の完成に向けた取組みを進めます。

なお、基本計画の策定を進めるに当たっては、町民にとって利便性が高く、親しまれる庁舎となるよう、町民から意見を聞く機会を検討するほか、情報提供に努めます。

〔想定スケジュール〕



基本構想

現庁舎の現状と課題を整理するとともに、新庁舎を建設する場合の基本方針、想定規模、建設候補地などをまとめます。

基本計画

令和7年度までに新庁舎を建設するか判断をするため、基本構想をもとに事業計画、基本建築計画、概算事業費などをまとめます。

基本設計

基本計画に基づき、建物の配置、平面と空間の構成、機能や性能、内外のデザインなどについての基本設計図書を作成します。

実施設計

基本設計図書に基づき、詳細な設計を進め、建設工事の実施に十分な実施設計図書を作成します。

工 事

建設工事、関連工事及び工事監理を行います。

遠軽町新庁舎建設基本構想

編集 総務部総務課

〒099－0492 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

(TEL)0158-42-4811 / (FAX)0158-42-3688

(Email)soumu@engaru.jp